

## 外来種被害防止行動計画の見直しの方向性について

2023（令和5）年10月12日に「外来種被害防止行動計画の見直しに係る検討会」を設置し、第1回検討会を開催。

また、2024（令和6）年2月15日には第2回検討会を開催。事務局より、新行動計画の目的、目標、指標及び役割等について以下のとおり提案。

<令和5年度第2回「外来種被害防止行動計画の見直しに係る検討会」資料より抜粋し、再構成>

※当検討会の設置要綱、構成員、他資料は環境省ウェブページ参照 <https://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/koudou/minaoshi2.html>

	現行計画	新計画
計画期間	2015年3月～2020年12月	2025年3月～2030年12月
目的	—	2030年までに、 <u>国内の生態系等に負の影響をもたらす又はそのおそれのある外来種のうち未定着の種の定着を予防し、定着した種を防除</u> することで、ネイチャーポジティブの実現に資する。
目標	<p>&lt;愛知目標ターゲット9の達成&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・侵略的外来種とその定着経路が特定され、優先順位付けられ、優先度の高い種が制御・根絶される。</li> <li>・侵略的外来種の導入又は定着を防止するために定着経路を管理するための対策が講じられる。</li> </ul> <p>※個別の行動ごとの数値目標も設定</p>	<p><b>1. 定着していない外来種の定着予防に係る目標</b></p> <p>国単位では、「定着予防外来種」のうち外来生物法に基づき特定外来生物に指定されている種について、国内に定着させない。また、「リスト未掲載かつ国内未定着の種で、目標達成期間中に国内定着の未然防止の観点から新たに特定外来生物に指定された種」についても同様に、国内に定着させない。</p> <p>また、「定着予防外来種」のうち特定外来生物に指定されていない種については、本計画期間の定着数を前計画期間の定着数に対して、50%以下とする。</p> <p>地域単位では、域内に未定着であり生態系等に被害を及ぼし得る外来種（※1）について、域内定着を防ぐ。</p> <p><b>2. 定着した外来種の防除に係る目標</b></p> <p>国単位では、「総合対策外来種」のうち特定外来生物に指定されている種について、分布域を広げない。また、「リスト未掲載かつ国内に定着した種で、目標達成期間中に新たに特定外来生物に指定された種」についても同様に、分布域を広げない。</p> <p>加えて、これらの種のうち、生態系、人の生命・身体又は農林水産業への影響が特に大きな種について、その影響軽減に向けた具体的な管理目標を定め、それを達成する。また、「総合対策外来種」のうち、定着域が「生物多様性の保全上の重要度が高い地域」である種についても、その損失を止める観点から、生物多様性の保全上の重要度が高い定着域内における具体的な管理目標を定め、それを達成する（※2）。</p> <p>地域単位では、域内に定着しており、域内の生態系等に被害を及ぼす外来種のうち優先</p>

		<p>度の高い種<sup>(※1)</sup>について、その地域の地方公共団体において定めた管理目標の達成に努める。</p> <p>また、国・地域で共通して、とりわけ定着初期の種を中心に、集中的な防除に取り組み、国内又は域内での根絶達成を図る。</p>
<p>指標 (目標の達成度を測定)</p>	—	<p><b>1. 定着していない外来種の定着予防に係る指標</b></p> <p>①国単位で計測</p> <p>a. 「定着予防外来種」で特定外来生物、リスト外で特定外来生物に指定された種の定着数</p> <p>b. 「定着予防外来種」で特定外来生物以外の定着進度(定着数の前期間比)<sup>(※3)</sup></p> <p>②地域単位で計測</p> <p>a. 条例、リスト等により定着を防止すべき種を整理した地方公共団体数</p> <p>b. aで整理された種の定着数</p> <p><b>2. 定着した外来種の防除に係る指標</b></p> <p>①国単位で計測</p> <p>a. 「総合対策外来種」で特定外来生物、リスト外で特定外来生物に指定された種のうち、分布拡大した種数(2025年3月以降に「新たに分布が確認された市区町村数」)</p> <p>b. 「総合対策外来種」のうち特定種の管理目標を達成した種割合</p> <p>②地域単位で計測</p> <p>a. 条例、リスト等により防除優先度や特定種の防除目標を整理した地方公共団体数</p> <p>b. aで整理された防除目標を達成した種割合</p> <p>③国及び地域の両単位で計測</p> <p>a. 国内又は域内での根絶を達成した事例数</p>
<p>計画の役割</p>	<p>外来種対策の主流化。</p> <p>なお、主流化とは、外来種を取り巻く問題が国、地方自治体、事業者、NGO・NPO等の民間団体、国民等の多様な主体に広く認識され、各主体が各種政策や事業、行動等に外来種対策の観点を盛り込み、計画的に実施するようになること。</p>	<p>外来種対策を担う全ての主体による外来種対策の「<u>実践</u>」を誘発する。各主体が外来種対策に関連した法制度、科学的知見等への理解を基に、自主的・主体的に対策を計画し、それを着実に実行している状態を引き起こすことが望ましい。</p>

行動の柱	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 外来種対策における普及啓発・教育の推進と人材の育成</li> <li>2. 優先度を踏まえた外来種対策の推進</li> <li>3. 侵略的外来種の導入の防止（予防） <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 意図的に導入される外来種の適正管理</li> <li>(2) 非意図的な導入に対する予防</li> </ol> </li> <li>4. 効果的、効率的な防除の推進</li> <li>5. 国内由来の外来種への対応</li> <li>6. 同種の生物導入による遺伝的攪乱への対応</li> <li>7. 情報基盤の構築及び調査研究の推進</li> <li>8. その他の対策 <ol style="list-style-type: none"> <li>(国際貢献・国際連携)</li> <li>(外来種由来の感染症対策)</li> </ol> </li> </ol>	<p>&lt;主要行動&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 戦略的な外来種対策の計画（対策優先度の設定）</li> <li>2. 外来種対策の実行（外来種の侵入・定着防止及び防除の実施）</li> </ol> <p style="border: 1px solid blue; padding: 2px;">※リストカテゴリ区分毎の対策（行動）を提示 →資料2-1</p> <p>&lt;基盤行動&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>3. 対策に係る普及啓発及び対策主体としての人材育成</li> <li>4. 情報基盤の構築及び調査研究・技術開発の推進</li> <li>5. 国際貢献、国際連携等</li> </ol> <p>&lt;その他&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>6. 新たな課題に対する行動（寄生生物・感染症対策）</li> </ol>
------	---	--

(※1) 地域単位の対策優先度等の設定について：

地方公共団体に対して、定着を防止すべき外来種並びに2030年までの期間で優先的に対策すべき外来種及びその具体の対策目標を整理するよう促していく。

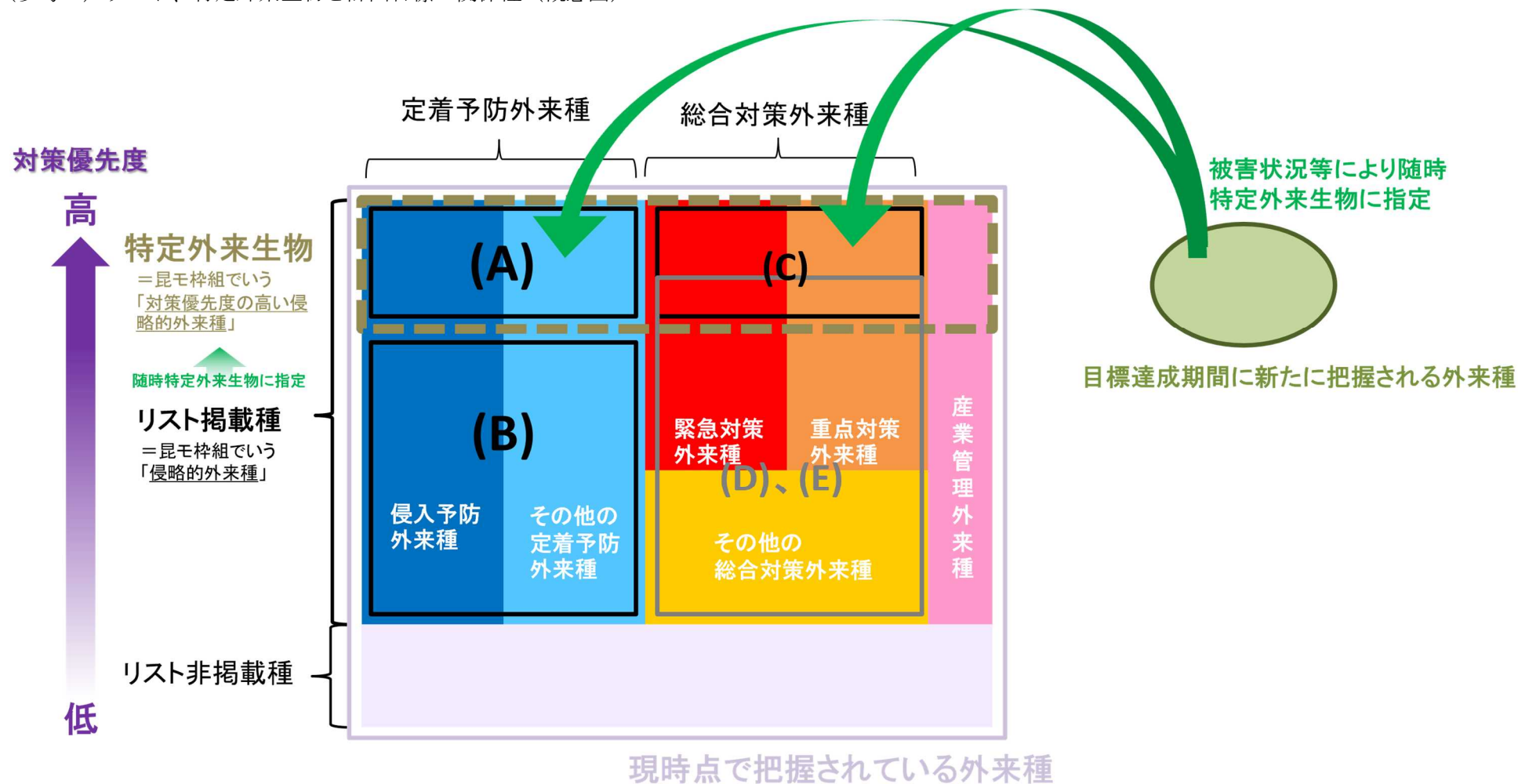
(※2) 国単位の優先度の設定について：

具体的に管理目標を定める種及びその目標の内容については、2024年度末にかけて、関係省庁及び地域の関係者間で議論し、定めることとする（2025年度に新リストを踏まえて適宜更新）。なお、「生物多様性の保全上の重要度が高い地域」とは、自然公園法、自然環境保全法、種の保存法等の法令等において生物多様性の保全を図ることとされている地域及び保全を図ることとされている種の生息・生育地であって、特定外来生物により当該保全の対象となる生物に被害が生じている、又は生じるおそれが高い地域を想定する。

(※3) 「定着予防外来種」で特定外来生物以外の定着進度に関する計算式：

$$\frac{[\text{新リスト「定着予防外来種」であり特定外来生物でない種}の\text{うち定着した数}(2025\text{年}3\text{月}\sim 2030\text{年末})]}{[\text{現行リスト「定着予防外来種」であり特定外来生物でない種}の\text{うち定着した数}(2015\text{年}3\text{月}\sim 2020\text{年末})]} \leq 0.5$$

(参考1) リスト、特定外来生物と計画目標の関係性 (概念図)



< 新行動計画の目標 >

- (A) 国内定着をさせない。
- (B) 当該計画の目標達成期間（2025年度末～2030年末）の定着割合を、前計画の目標達成期間（2015年3月～2020年末）の定着割合に対して、50%以下とする。
- (C) 定着域を広げない。また、生態系、人の生命・身体又は農林水産業への影響が特に大きな種について、具体的管理目標を定め、それを達成する。
- (D) 定着域が「生物多様性の保全上の重要性が高い地域」である種について、当該地域における具体的管理目標を定め、それを達成する。
- (E) 定着初期の種を中心に、国内又は域内での根絶達成を図る。

(参考2) 関連する計画の目標及び指標の比較

	昆明・モンテリオール生物多様性枠組	生物多様性国家戦略 2023-2030	新外来種被害防止行動計画
計画期間	2022. 12～2030. 12	2023. 3～2030. 12	2025. 3～2030. 12
目標	<p>Eliminate, minimize, reduce and or mitigate the impacts of invasive alien species on biodiversity and ecosystem services by identifying and managing pathways of the introduction of alien species, preventing the introduction and establishment of priority invasive alien species, reducing the rates of introduction and establishment of other known or potential invasive alien species by at least 50 per cent by 2030, and eradicating or controlling invasive alien species, especially in priority sites, such as islands.</p> <p>【仮訳】外来種の導入経路を特定及び管理し、対策優先度の高い侵略的外来種の導入及び定着を防止し、他の既知又は潜在的な侵略的外来種の導入率及び定着率を2030年までに50%以上削減するとともに、特に島嶼などの重要度の高い場所における侵略的外来種の根絶又は管理によって、侵略的外来種による生物多様性と生態系サービスへの影響を除去、最小化、低減及び、又は緩和する。</p>	<p>汚染の削減（生物多様性への影響を減らすことを目的として排出の管理を行い、環境容量を考慮した適正な水準とする）や、侵略的外来種による負の影響の防止・削減（侵略的外来種の定着率を50%削減等）に資する施策を実施する。</p>	<p>1. 定着していない外来種の定着予防に係る目標 国単位では、「定着予防外来種」のうち外来生物法に基づき特定外来生物に指定されている種について、国内に定着をさせない。また、「リスト未掲載かつ国内未定着の種で、目標達成期間中に国内定着の未然防止の観点から新たに特定外来生物に指定された種」についても同様に、国内定着をさせない。 また、「定着予防外来種」のうち特定外来生物に指定されていない種については、本計画の目標達成期間（2025年3月～2030年末）の定着数を、前計画の目標達成期間（2015年3月～2020年末）の定着数に対して、50%以下とする。 地域単位では、域内に未定着であり生態系等に被害を及ぼし得る外来種について、域内定着を防ぐ。</p> <p>2. 定着した外来種の防除に係る目標 国単位では、「総合対策外来種」のうち特定外来生物に指定されている種について、分布域を拡げない。また、「リスト未掲載かつ国内に定着した種で目標達成期間中に特定外来生物に指定された種」についても同様に、分布域を拡げない。 加えて、これらの種のうち、生態系、人の生命・身体又は農林水産業への影響が特に大きな種について、その影響軽減に向けた具体的管理目標を定め、それを達成する。また、「総合対策外来種」のうち、定着域が「生物多様性の保全上の重要度が高い地域」である種についても、その損失を止める観点から、生物多様性の保全上の重要度が高い定着域内における具体的管理目標を定め、それを達成する。 地域単位では、域内に定着しており、域内の生態系等に被害を及ぼす外来種のうち優先度の高い種について、その地域の地方公共団体において定めた管理目標の達成に努める。 また、国・地域で共通して、とりわけ定着初期の種を中心に、集中的な防除に取り組み、国内又は域内での根絶達成を図る。</p>
指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>Rate of invasive alien species establishment</li> </ul> <p>【仮訳】侵略的外来種の定着割合 ※別途バイナリー指標が設定される見込み</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>侵略的外来種の新規定着率（2030年時点の「生態系被害防止外来種リスト掲載種及び特定外来生物に指定されている種のうち、2021年以降に新規に定着した種数」/2030年時点の「生態系被害防止外来種リスト掲載種及び特定外来生物に指定されている種のうち、2011-2020年の間に新規に定着した種数」とする（毎年））</li> <li>ヒアリの定着地点数（環境省が実施する全国の65港湾におけるヒアリの調査結果等と発見時の防除作業等を踏まえて定着地点を算出する。（毎年））</li> <li>特定外来生物の根絶宣言数（外来種の定着抑止にかかる行動の成功について、特定外来生物の根絶宣言数を把握する。地域根絶を含む。（随時））</li> <li>外来生物法に基づく防除の公示・確認・認定件数（外来法に基づく防除の実施状況について把握する（毎年））</li> <li>地方自治体における外来種に関するリストの作成と条例の策定数（外来種の規制に関する行動状況の広がりについて、外来種に関するリスト・条例数を把握する（毎年））</li> </ul>	<p>1. 定着していない外来種の定着予防に係る指標</p> <p>①国単位で計測</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>「定着予防外来種」で特定外来生物、リスト外で特定外来生物に指定された種の定着数</li> <li>「定着予防外来種」で特定外来生物以外の定着進度（定着数の前期間比）</li> </ol> <p>②地域単位で計測</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>条例、リスト等により定着を防止すべき種を整理した地方公共団体数</li> <li>aで整理された種の定着数</li> </ol> <p>1. 定着した外来種の防除に係る指標</p> <p>①国単位で計測</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>「総合対策外来種」で特定外来生物、リスト外で特定外来生物に指定された種のうち、分布拡大した種数</li> <li>「総合対策外来種」のうち特定種の管理目標を達成した種割合</li> </ol> <p>②地域単位で計測</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>条例、リスト等により防除優先度や特定種の防除目標を整理した地方公共団体数</li> <li>aで整理された防除目標を達成した種割合</li> </ol> <p>③国及び地域の両単位で計測</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>国内又は域内での根絶を達成した事例数</li> </ol>